

広島県告示第七百七十号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和六年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
なんば医院	府中市土生町一五七二番地二	令和九年八月二日	更新
福山市民病院	福山市蔵王町五丁目二三番一号	令和九年八月二日	更新
社会医療法人里仁会興生総合病院	三原市円一町二丁目五番一号	令和九年八月二日	更新
医療法人社団葵会八本松病院	東広島市八本松東三丁目九番三〇号	令和九年八月二日	更新
医療法人社団薫風会横山病院	呉市広古新開二丁目五番二〇号	令和九年八月二日	更新
寺岡整形外科病院	福山市南本庄三丁目一番五二号	令和九年八月二日	更新
日本鋼管福山病院	福山市大門町津之下一八四四番地	令和九年八月二日	更新